	区	分	基準
簡易広告物	立	看 板	縦3メートル(脚の長さを含む。)以内及び横0.9メートル以内
			のもので、道路と平行に立てかけられるものであること。
	電柱	巻付け	1 1柱につき1個とし、蛍光塗料を用いないものであること。
	広告	広告物	2 縦1.5メートル以内で、かつ、その下端の高さが地上から
	物		1. 5メートル以上のものであること。
		突き出	1 1柱につき1個とし、蛍光塗料を用いないものであること。
		し広告	2 縦1.2メートル以内,横0.45メートル以内及び出幅0.6
		物	メートル以内(消火栓の標識及びその支柱を利用する場合にあって
			は、縦0.4メートル以内及び横0.8メートル以内)で、その下
			端の高さが歩道上では3メートル以上,車道上では4.5メートル
			以上のものであること。
	広告幕及び		広告物の下端の高さが歩道上では3メートル以上, 車道上では
広 告		告 網	4. 5メートル以上のものであること。
	アドバルー		気球の直径が3メートル以内で、かつ、その高さが係留地点から
	ン広告物		50メートル以下のものとし、これに添加する広告物は、長さ15メ
			ートル以内及び幅1.5メートル以内のものであること。
移動広	広 告 車		1 走行中に破損するおそれのないものであること。
広告:			2 走行中に光源が点滅又は回転しないものであること。
物	車体利用		1 左側部及び右側部を利用するものは、各2個以内とし、それぞれ
	広 告 物		縦0.6メートル以内及び横1.5メートル以内のものであるこ
			と。
			2 後部を利用するものは、縦0.45メートル以内及び横0.6メ
			ートル以内のもの並びに縦0.2メートル以内及び横1.2メート
			ル以内のもの各1個以内であること。
固定	地上広告物		1 1面の表示面積が75平方メートル以内で、かつ、表示面積
固定広告物			150平方メートル以内及び高さ20メートル以下のものであるこ
物			と。
			2 道路等を横断して設置されるものにあっては、当該横断する部分
I	l		ı

		の下端の高さが歩道上では3メートル以上,車道上では4.5メー	
		トル以上のものであること。	
	屋上広告物	1 表示面積が300平方メートル以内のものであること。	
		2 地上からその上端までの高さが20メートルを超える場合は、高	
		さが建築物の高さの3分の2又は20メートルのいずれか小さい数	
		値以下のものであること。	
	壁面広告物	建築物等の壁面から突き出して設置されるものにあっては、出幅	
		が1.5メートル以内で、かつ、その下端の高さが歩道上では3メー	
		トル以上,車道上では,4.5メートル以上のものであること。	
備考	1 屋上広告	物を屋上構造物に設置するときは、当該屋上構造物の高さは建築物の高	
77	さに算入せず,広告物の高さに算入する。		
	2 表示面積	は,文字,記号又は商標の面積にこれらと意匠上一体となっている部分	
	の面積を加	えたものとする。	